平成２３年（フ）第９３号
青森県十和田市東二十三番町30番12号　ハイツ三木野103号
債務者　小清水　毅
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第９４号
青森県三沢市栄町２丁目31―3704　菊地アパート１号、住民票上の住所青森県三戸郡南部町大字坪渡字苗代沢１番地５
債務者　佐々木和枝
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第９８号
青森県十和田市東二十二番町24番30号
債務者　村上美千代（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第２１９号
福島県郡山市大槻町字小山田前12番地　市営住宅２―４―12―19
債務者　吉田　市子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第９６５号
北九州市小倉北区今町２丁目１番１号
債務者　花田　泰輔
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９７６号
北九州市八幡東区上本町１丁目１番７―201号
債務者　柚木　圭介
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９８５号
北九州市小倉北区金田１丁目１番７―1003号
債務者　田中佳代子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９９１号
北九州市小倉北区大門１丁目２番11号
債務者　日野木綿子（旧姓加來）
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０２９号
北九州市門司区柳町４丁目４番19号２階左
債務者　河本倉道こと　河　　倉道
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４２７号
愛知県一宮市大赤見字神明東41番地１
債務者　中村　竜次
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４８４号
和歌山市六十谷1346番地の67
債務者　桝野　宏彦
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５１１号
和歌山県有田郡有田川町大字庄801番地４、住民票上の住所和歌山県有田郡有田川町大字垣倉50番地10
債務者　坂口　秀人
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５２９号
和歌山県紀の川市北大井468番地９
債務者　田中　照代
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５３８号
和歌山市松島244番地の１　ソレイユＭⅢ101号室
債務者　江川　暁子（旧姓吉野）
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５６２号
和歌山県紀の川市西大井51番地17
債務者　山西　雅子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５７３号
和歌山市汐見町１丁目７番地の１　あさがお団地102号　坂東幸宏方、住民票上の住所和歌山市松江北１丁目３番３号
債務者　坂東　幸樹
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３５５号
北九州市小倉南区湯川新町１丁目14番44号
債務者　熊谷　朱美
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５５５号
沖縄県島尻郡南風原町字照屋104番地
債務者　普天間智佳子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで　那覇地方裁判所民事第３部